



平成 17 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 東 海 理 化
(登記社名 株式会社東海理化電機製作所)
代 表 者 名 取締役社長 木 下 潔
(コード番号 6995 東証・名証第 1 部)
問 合 せ 先 総務部長 森 谷 美 博
T E L (0587) 95 - 5211

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 4 月 28 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施を目的として、新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 17 年 6 月 21 日開催予定の当社第 58 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
連結業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上に資することを目的とし、当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の取締役(以下、「対象者」という。)に対して新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権の発行要領
 - (1)新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式 50 万株を上限とする。
各新株予約権の目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100 株とする。
なお、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1 株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使および消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使および消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。
 - (2)新株予約権の総数
5,000 個を上限とする。
 - (3)新株予約権の発行価額
無償で発行するものとする。
 - (4)各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)、または発行日の終値(当日に終値がない場合、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、転換予約権付株式の転換予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定ならびに商法第221条ノ2の規定(単元未満株式の売渡請求)に基づく自己株式の譲渡および「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の転換社債の転換の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

(5)新株予約権の行使可能期間

平成19年7月1日から平成23年6月30日まで

(6)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた対象者(以下、「新株予約権者」という。)が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができる。また、新株予約権者が当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の取締役のいずれの地位をも有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合にも後記に掲げる新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、本定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と各対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7)新株予約権の消却事由および消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

(注)上記の内容については、平成17年6月21日開催予定の当社第58回定時株主総会において「当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の取締役に新株予約権を無償で発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上